

平成29年度第1回東京都高齢者保健福祉施策推進委員会
介護給付適正化部会
< 議事要旨 >

日 時：平成29年6月23日（金曜日） 午前10時から正午まで

場 所：東京都庁第二本庁舎10階 212会議室

出席者：木村部会長、木本委員、堀委員、中山委員、森山委員、土田委員、千葉委員、高岡委員、宮部委員、大野委員、寺田委員、馬場委員、矢作委員、戸田委員、田中委員

（荒井委員、百瀬委員、町田委員は欠席）

- 議 題：（1）東京都における介護給付適正化計画について
- ・ 東京都第3期介護給付適正化計画について
 - ・ 次期介護給付適正化計画について
- （2）介護給付適正化部会の運営等について
- ・ 平成29年度介護給付適正化部会の運営について
 - ・ 平成29年度介護給付適正化推進研修会の実施について
 - ・ 平成29年度介護保険業務技術的助言における介護給付適正化に関するヒアリングについて
- （3）東京都第3期介護給付適正化計画に関するアンケート調査（28年度実績等）の実施及び結果（速報）について
- （4）ケアマネジメントの質の向上を図る取組について
- （5）その他

議事内容：議題に沿って以下の議論が行われた。

（1）東京都における介護給付適正化計画について

- ・ 東京都第3期介護給付適正化計画の概要及び次期計画の位置づけや取扱いについて、資料3、資料4、参考資料1-1及び参考資料1-2を用いて事務局から説明。

<委員による意見等>

- ・ 第6期介護保険事業計画の中に介護給付適正化を記載している保険者が複数。
- ・ 介護給付適正化の事業について、第6期から引き続き推進していくが、人員体制や事業の効果の浸透等について課題として認識しているとの意見もある。
- ・ 第7期介護保険事業計画の策定にあたり介護保険事業の実施状況等を分析することについては、見える化システム等を活用して取り組む予定であるが、詳細や方向性については今後検討するとの意見が多数。

(2) 介護給付適正化部会の運営等について

- ・ 平成29年度に実施する介護給付適正化部会、介護給付適正化推進研修会及び介護保険業務技術的助言における介護給付適正化に関するヒアリングの方向性について、資料5から資料7及び参考資料2を用いて事務局から説明。

<委員による意見等>

- ・ 国保連合会から提供される審査支払の実績（以下国保連データという。）の活用方法について、介護給付適正化推進研修会において説明予定。
- ・ 要介護度別の給付費や利用サービス種類数等について、単に要介護度が低くなると数値として少なくなるといった評価ではなく、利用者の自立支援に向けたプランや、そうしたプランに基づいてサービスを提供している事業者が評価されるような情報が、国保連データから見えてくるような活用方法があるとよい。
- ・ 保険者の規模によって国保連データの意味は同じでも、活用方法は異なってくるのではないかと。また、小規模保険者ではサービスの数が少ないこともあり、都内の平均値が参考にならないこともある。規模に合わせた国保連データの提供も必要ではないかと。
- ・ 給付適正化事業の効果検証は検討課題であり、好事例や先進事例の共有が必要。
→（事務局）縦覧点検・医療情報との突合では、過誤申立の効果額といったところで直接的な効果が見えやすいが、それ以外の事業では苦勞している保険者が多い。例えばケアプラン点検では、点検後のフォローアップを通じて、その経過を追っていくといった取組をしている保険者もある。

(3) 東京都第3期介護給付適正化計画に関するアンケート調査（28年度実績等）の実施及び結果（速報）について

- ・ 平成29年5月に実施した介護給付適正化計画に関するアンケート調査の結果について、資料8及び参考資料3を用いて事務局から説明。

<委員による意見等>

- ・ 縦覧点検・医療情報との突合などについて、通常業務が多岐に渡ることから手が回らない現状がある。また、人事異動に伴う職員のスキルの一定化も課題となっている。
- ・ 小規模保険者については、国保連データの提供方法と同様に、区部・市部と異なった形の支援を検討していただきたい。
- ・ 国保連合会では、各保険者におけるデータの活用状況等の把握を進めており、機会を見つけて情報提供する予定である。
- ・ 福祉保健財団では、保険者の行う実地指導の同行及び照会事務や、福祉用具に関する知識・技術の普及を目的とした研修事業などを行っている。今後とも積極的に活用していただきたい。
- ・ ケアプラン点検の効果については長い目で見ることが必要とある。数年かけて、縦覧点検のデータ等、何かしら数字として反映されてくるのではないかと。

- ・ 主任ケアマネが点検を行う側として協力する場合であっても、継続的な実施のためには、当人がリ・アセスメント支援シートの基本的な部分等を、毎年勉強し直す必要があるときいている。
- ・ 居宅介護支援事業所の指定権限移譲も踏まえ、保険者がケアプランに関して無関心ではないというメッセージを、ケアマネを始めとする事業者及び利用者に発信していくことが必要。
- ・ ケアマネジャーの法定研修でケアプラン点検について講義する機会があるが、国の5事業の中の一つにあるというだけでは伝わりにくい。メッセージ性があつた方が良い。
- ・ 都ガイドラインを使ったケアプラン点検の研修を実施している区市町村もあり、講師として呼ばれることがある。そうした区市町村の職員の理解度はとても高い。
- ・ 業務負担が多く挙げられている中で、今ある社会資源をうまく役割分担して活用することも必要。例えば、特定事業所加算をとっている事業所には主任ケアマネが所属しているため、そうした事業所を活用してケアプラン点検を進めてはどうか。
- ・ 地域包括ケアシステムという観点から、介護保険サービス以外のサービス（サロンや地域の見守り活動等）がケアプランに位置づけられているかも重要であり、何らかのデータ化がされると、ケアプラン点検の結果、そうしたサービスの割合が増えてくるといった形で現れるのではないか。
- ・ 居宅介護支援事業所の主任ケアマネの協力を継続していくためには、管理者の理解が不可欠。実習の受入等で業務量が多い中、単に呼びかけるだけでは協力を得にくいのではないか。効果的な周知や啓発という点についても検討していただきたい。

（４） ケアマネジメントの質の向上を図る取組について

- ・ 平成29年5月に実施したケアプラン点検研修会の実績及びアンケート結果、平成29年度に実施予定のその他の取組について、資料9-1及び資料9-2を用いて戸田委員から説明。

<委員による意見等>

- ・ 都ガイドラインについて、平成26年3月発行となっているが、説明の文言や事例など、刷新・改定があるとよいのではないか。
→（戸田委員）都ガイドラインの見直しについては今後検討する。
- ・ ケアプラン点検は、保険者が利用者の生活について責任を持って考える立場として、その生活を実際により良いものにしていくプランを作る立場のケアマネを支援するという関係性で実施する必要がある。両者のどちらかだけが利用者の生活を支えるのではなく、一緒に支えることが重要であり、そうしたスタンスをメッセージとして、給付費通知等を活用しながら利用者に周知することも求められる。

注：都ガイドライン・・・

「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」（平成26年3月東京都発行）